

議会受付番号	鎌議第 1271 号
質問者	上島 寛弘議員
答弁する者	市長（経営企画部 行革推進課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

御成小旧講堂と旧図書館

2 質問の要旨

- 1 平成27年6月定例会に於いて添付した別紙が陳情者から教育こどもみらい常任委員会委員に配布されているが、具体的に大臣政務官、衆議院議員を称する者から松尾市長や鎌倉市に対して別紙記載のような働きかけがあったのは事実か。
- 2 事実であればその具体的内容と日時はいつか。
- 3 別紙に記載される内容を受けて、鎌倉市の方針に影響は及ぶのか。
- 4 御成小学校旧講堂と旧図書館は其々国の文化財的価値を有しているのか。

3 答弁

- 1 市長に対して同様の趣旨の説明があったことは事実です。
- 2 日時等については、記録しておりません。
- 3 質問主意書に添付されていた別紙をもって市の方針を決定したものではなく、影響はありません。
- 4 <文化財部から回答いたします>

議会受付番号	鎌議第 1271 号
質問者	上嶋 寛弘 議員
答弁する者	文化財部長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

御成小学校旧講堂と旧図書館

2 質問の要旨

4 御成小学校旧講堂と旧図書館は其々国の文化財的価値を有しているのか。

3 答弁

4 国は、建造物など有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し保護を図っています。

今後、国の重要文化財指定に係る審査を受ける場合には、文化財としての価値を明らかにするため、学術的、専門的な見地からの調査を実施することが必要となります。